

高齢者を取り巻く課題

これまでに整理した高齢者を取り巻く状況から明らかとなった様々な問題を踏まえ、今後の本県における課題を明らかにします。

<状況の整理>

- 今後、更なる長寿化が予測される中、より充実した人生を過ごすことができるよう、地域で活躍する環境整備や健康寿命を延伸することが必要。
- 高齢単身世帯や高齢夫婦のみ世帯は急速に増加していくことが見込まれており、社会からの孤立を防ぐ体制整備が必要。
- 認知症高齢者は今後も増加していくことが見込まれており、認知症等になって判断能力が衰え介護が必要になったとしても、できる限り地域で暮らし続けられる仕組みづくりが必要。
- 高齢者人口が増加していく一方、それを支える生産年齢人口や年少人口は減少していくことが見込まれており、介護サービス費の増大や介護人材不足を懸念。

<主な課題>

➤ 健康づくり・生きがいつくりの推進

- ⇒ 健康寿命の延伸に向けた健康づくりや生きがいつくりなどに加え、高齢者がこれまでに培った豊かな知識や経験等を生かし、生涯を通じて地域の中で活躍できる環境整備が必要
- ⇒ 高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らし続けていけるよう支援体制を整えることが必要

➤ 高齢者が暮らしやすい環境の整備

- ⇒ 地域の住民や多様な主体が参画し、孤立化のおそれのある高齢世帯を地域で支え合う体制を構築していくことが必要
- ⇒ 認知症等になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、よい環境で暮らし続けていけるよう、地域で、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが包括的に提供される仕組みづくりが重要
- ⇒ 住み慣れた地域で安心・安全に暮らすために、自然災害や感染症等から命を守り、安全を確保するための施設や体制の整備が必要

➤ 保険者機能の強化

- ⇒ 介護を必要とする方に必要なサービスを適切に提供していくため、保険者である市町による地域の実情にあった自立支援や重度化防止、給付の適正化等に向けた取組を支援するとともに、市町における地域課題の分析や、取組を推進するための進捗管理への支援が必要
- ⇒ サービス提供の効率化・重点化、サービスの質の確保・向上を一層図ることが不可欠
- ⇒ 保険料や公費による費用負担が増加し続ける中であって、持続可能な介護保険制度運営を国に求めることが必要

➤ 介護を担う人材の確保

- ⇒ 介護や支援を必要とする高齢者が増加し続ける一方で、担い手となる若年世代は減少していくことから、介護を担う人材の安定的な確保と育成や地域の担い手の確保、AI・ICTや介護ロボット等を活用した介護職の負担軽減が必要

政策目標

この計画では、本県の高齢者を取り巻く状況を踏まえた上で、団塊の世代が後期高齢者となる2025(令和7)年、さらには、現役世代が減少する中で高齢化率が上昇を続ける2040(令和22)年に向けて、高齢者がこれからも末長く健やかに「愛顔」で暮らせる社会づくりを目指すため、新しい政策目標を、次のとおり設定します。

住み慣れた地域で 安心して、 自分らしく ^{えがお}愛顔で暮らせる 共生社会づくり

^{えがお}「愛顔」とは「前向きな気持ちと思いやりの心が結集した愛のある笑い顔」のこと

- 地域で安心して暮らすために、必要な住まいの確保や、交通事故・犯罪被害の防止、近年多発する自然災害や感染症への対策に係る取組を推進します。
- 高齢期に至っても、健やかで心豊かな生活が送れるようにするために、生涯にわたる健康づくりと、社会参加活動や学習機会を通じての生きがいの充足を支援します。
- 認知症等になっても、地域の良い環境で自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護等が包括的に提供される体制整備を推進します。
- 少子高齢化等に伴う社会の変容により、高齢者を取り巻く課題やニーズが多様化・複雑化する中、様々な課題に対応していくために、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。
- 心身機能の低下の傾向が見られる後期高齢者の増加により、医療・介護サービスの増大や介護人材の不足が見込まれることから、日常生活の支援や適切な介護サービスの提供と、それらを担う人材の確保・育成に向けた取組を推進するとともに、介護保険制度の持続性を確保するために市町の保険者機能の強化を図ります。

施策の目指す方向

政策目標を達成するため、次のとおり4つの“施策の目指す方向”を定めます。

(1) 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持って高齢期を過ごすために、高齢者の生活習慣病の発症予防や重症化予防の徹底、栄養・食生活や運動などを意識した健康づくり、歯と口腔の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を目指します。

また、高齢者が、仕事や社会活動を通じて生きがいを実感し、引き続き、地域を支える貴重なマンパワーとして活躍できる環境づくりを推進します。

(2) 高齢者の自立した生活ために、地域で共に支え合う社会づくり

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた自宅や地域で、各自の能力に応じて自立した日常生活を営むために、地域包括ケアシステムを核とした、地域共生社会の実現を目指します。

また、各市町による高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を支援します。

さらに、在宅医療と介護の連携を推進するとともに、**認知症施策推進大綱**に沿った施策や高齢者に対する生活支援を推進します。

(3) 高齢者が安全・安心に暮らせる社会づくり

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすために、高齢者の住まいや多様な施設等サービスを提供するとともに、市町や関係機関等との連携の下、交通事故や犯罪による被害等の防止に努めます。

また、近年多発する自然災害や感染症等から高齢者等の命を守り、安全を確保するため、避難場所等の整備などのハード面だけでなく、平時からの情報提供や避難訓練実施の支援、施設等への避難確保計画の作成支援などのソフト面での対策を講じることにより、災害時の効果的な援護に取り組むとともに、**高齢者施設等における感染管理やBCP計画策定の支援、応援体制の構築、必要な物資の備蓄等による感染症対策**を推進します。

さらに、市民後見人を含めた成年後見制度の活用を促進するとともに、虐待防止などの権利擁護の取組を推進します。

(4) 介護保険制度を支える仕組みづくり

高齢者の心身の状態や生活環境等の状況に応じた介護サービスを提供するため、市町による地域の実情を踏まえた各種サービスの整備・充実化を支援するとともに、介護人材の安定的な確保・育成や**AI・ICT等を活用した介護現場の業務効率化**に努めます。

また、介護サービス情報の公表や事業者の外部評価、サービスに関する苦情処理体制の強化等を通じて利用者保護を実施するとともに、サービス事業者等への指導・監督や要介護認定及びケアマネジメント等に関する介護給付の適正化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

さらに、各市町における地域課題分析力の強化やPDCAサイクルの活用による介護保険制度に関する進捗管理の推進、国の交付金の活用等による保険者機能の強化を支援します。

【現在の計画】

【新しい計画(案)】

1	高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり
1-1	健康寿命の延伸への取組
	(1) 健康づくりの取組の推進
	(2) 地域保健体制の整備
1-2	社会参加の促進と生きがいがづくり
	(1) 社会参加の促進と就業支援
	(2) 生きがいがづくりの推進
1-3	地域共生社会の推進
	(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

2	高齢者の自立に向け、地域で共に支え合う社会づくり (地域包括ケアシステムの深化・推進)
2-1	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
	(1) 保険者機能の強化
	(2) 介護予防・生活支援体制整備の推進
	(3) 地域包括支援センターの機能強化
	(4) 地域ケア会議の推進
2-2	在宅医療・介護連携の推進
	(1) 医療・介護提供体制の構築
	(2) 医療と介護の連携強化
	(3) 在宅医療・介護連携推進事業への支援
	(4) リハビリテーションの推進
2-3	認知症高齢者への支援
	(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
	(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
	(3) 若年性認知症対策の強化
	(4) 認知症の人の介護者への支援
	(5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
	(6) 認知症の人やその家族の視点の重視
2-4	高齢者への生活支援の推進
	(1) 生活支援
	(2) NPO・ボランティアをはじめとする多様な主体との協働
	(3) 生活困窮者等への支援

3	高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり
3-1	高齢者の住まいの確保
	(1) 高齢者の住まいの確保・充実
	(2) 多様な施設等サービスの提供
	(3) 住環境の整備
3-2	安全な暮らしの確保
	(1) 犯罪等被害の防止・交通事故対策
	(2) 災害時の対策
	(3) 人にやさしいまちづくりの推進
3-3	高齢者の権利擁護の取組
	(1) 高齢者虐待防止対策の推進
	(2) 成年後見制度・権利擁護事業の充実
	(3) 介護サービス事業者における環境整備
	(4) 介護保険施設等における環境整備

4	介護保険制度を支える仕組みづくり
4-1	介護サービス提供体制の充実及び質の向上
	(1) 介護基盤等の整備・充実
	(2) 介護サービス情報の公表
	(3) 介護等サービス評価の取組の推進
	(4) 介護サービス事業者等に対する指導監督の実施
4-2	介護人材の確保・資質の向上
	(1) 介護人材確保の取組
	(2) 多様な専門職の確保等
	(3) 在宅介護を担う家族等の支援
4-3	公平で適正な介護給付の推進
	(1) 要介護認定の公平性の確保・適正な実施
	(2) 介護給付の適正化の推進(第4期愛媛県介護給付適正化計画)
	(3) その他
4-4	介護サービス利用者等に対する支援
	(1) 関係機関が連携した苦情処理体制等の強化
	(2) 福祉サービスの苦情解決
	(3) 低所得者対策の一層の充実
	(4) 共生型サービスの推進等(障害福祉サービスとの連携)

1	高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり
1-1	健康寿命の延伸への取組
	(1) 健康づくりの取組の推進
	(2) 地域保健体制の整備
1-2	社会参加の促進と生きがいがづくり
	(1) 社会参加の促進と就業支援
	(2) 生きがいがづくりの推進

2	高齢者の自立した生活のために、地域で共に支え合う社会づくり
2-1	地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの推進
	(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
	(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進
2-2	自立支援、介護予防・重度化防止の推進
	(1) 介護予防・生活支援体制整備の推進
	(2) 地域包括支援センターの機能強化
	(3) 地域ケア会議の推進
2-3	在宅医療・介護連携の推進
	(1) 医療・介護提供体制の構築
	(2) 医療と介護の連携強化
	(3) 在宅医療・介護連携推進事業への支援
	(4) リハビリテーションの推進
2-4	認知症高齢者への支援
	(1) 普及啓発・本人発信支援
	(2) 予防
	(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
	(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性の人への支援・社会参加支援
2-5	高齢者への生活支援の推進
	(1) 生活支援
	(2) NPO・ボランティアをはじめとする多様な主体との協働
	(3) 生活困窮者等への支援

3	高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり
3-1	高齢者の住まいの確保
	(1) 高齢者の住まいの確保・充実
	(2) 多様な施設等サービスの提供
	(3) 住環境の整備
3-2	安全な暮らしの確保
	(1) 犯罪等被害の防止・交通事故対策
	(2) 自然災害時への対策
	(3) 感染症への対策
	(4) 人にやさしいまちづくりの推進
3-3	高齢者の権利擁護の取組
	(1) 高齢者虐待防止対策の推進
	(2) 成年後見制度・権利擁護事業の充実
	(3) 介護サービス事業者における環境整備
	(4) 介護保険施設等における環境整備

4	介護保険制度を支える仕組みづくり
4-1	介護サービス提供体制の充実及び質の向上
	(1) 介護基盤等の整備・充実
	(2) 介護サービス情報の公表
	(3) 介護等サービス評価の取組の推進
	(4) 介護サービス事業者等に対する指導監督の実施
4-2	介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化
	(1) 介護人材確保の取組
	(2) 多様な専門職の確保等
	(3) 業務負担の軽減及び業務効率化の取組
	(4) 在宅介護を担う家族等の支援
4-3	保険者機能の強化(市町への支援)
	(1) 地域課題分析力の強化
	(2) 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
	(3) 保険者機能強化推進のための支援
4-4	公平で適正な介護給付の推進
	(1) 要介護認定の公平性の確保・適正な実施
	(2) 介護給付の適正化の推進(第4期愛媛県介護給付適正化計画)
	(3) その他
4-5	介護サービス利用者等に対する支援
	(1) 関係機関が連携した苦情処理体制等の強化
	(2) 福祉サービスの苦情解決
	(3) 低所得者対策の一層の充実
	(4) 共生型サービスの推進等(障害福祉サービスとの連携)

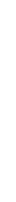
I



II



III



V



移動して
内容を拡充

認知症施策推進大綱に沿った修正

④を反映

⑥を反映

(新規)

①を反映

③を反映

IV

⑤を反映

(新規)

②を反映

(新規)

(新規)

(新規)

第8期計画において記載を充実する事項(案)

■ 第8期の基本指針においては、介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
 - ① ○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。
- 2 **地域共生社会の実現**
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- 3 **介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）**
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
 - 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの活用を進めることやそのための環境整備について記載
- 4 **有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化**
 - 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- 5 **認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- 6 **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
- 7 **災害や感染症対策に係る体制整備**
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

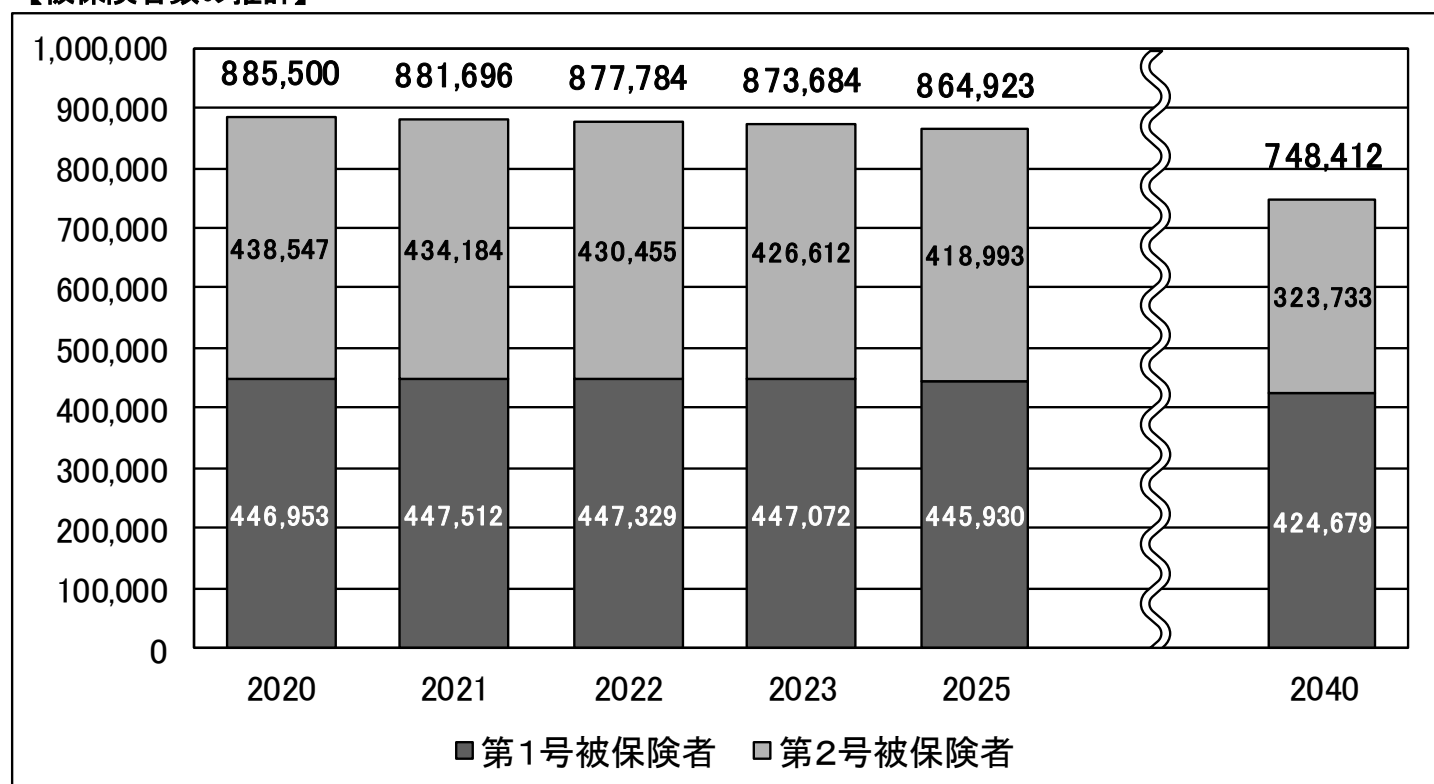
被保険者数等の推計

被保険者数（年度別）

（単位：人）

区 分	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
総 数	885,500	881,696	877,784	873,684	864,923	748,412
第1号被保険者	446,953	447,512	447,329	447,072	445,930	424,679
第2号被保険者	438,547	434,184	430,455	426,612	418,993	323,733

【被保険者数の推計】



要介護（支援）認定者数（第2号を含む）

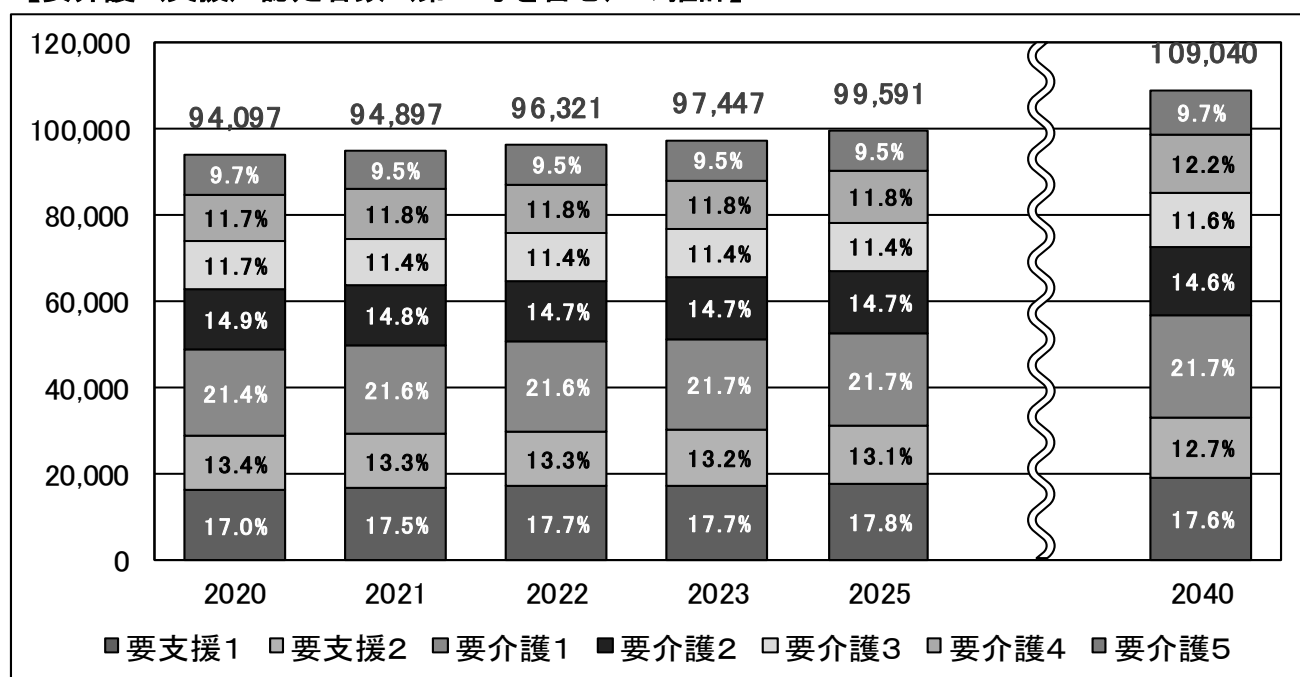
（単位：人）

区分	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
要支援1	16,009	16,574	17,023	17,295	17,775	19,168
要支援2	12,573	12,634	12,792	12,875	13,087	13,863
要介護1	20,172	20,511	20,846	21,111	21,583	23,632
要介護2	14,056	14,077	14,176	14,325	14,612	15,945
要介護3	11,018	10,855	10,974	11,096	11,334	12,659
要介護4	11,050	11,221	11,337	11,469	11,725	13,250
要介護5	9,163	9,025	9,173	9,276	9,475	10,523
計	94,097	94,897	96,321	97,447	99,591	109,040

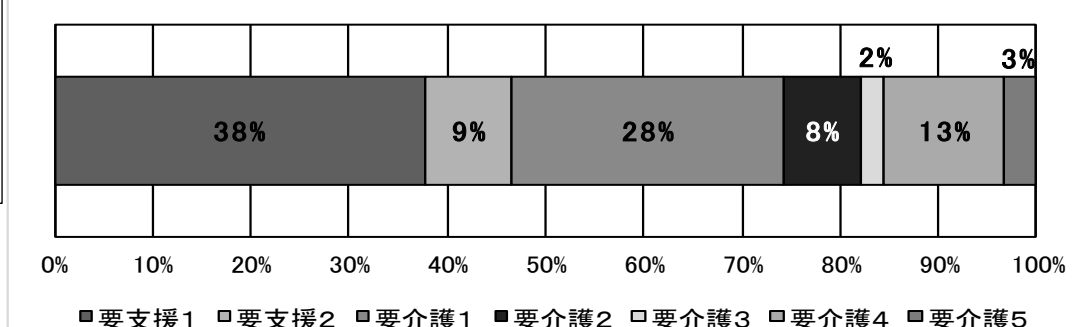
要介護（支援）認定率

区分	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
要介護（支援）認定率 （第1号被保険者のみ）	20.7%	20.9%	21.2%	21.5%	22.0%	25.5%
要介護（支援）認定率 （第2号被保険者含む）	21.0%	21.1%	21.5%	21.7%	22.3%	25.6%

【要介護（支援）認定者数（第2号を含む）の推計】



【2020～2023年度までに増加する要介護認定者数（3,350人）の要介護度別の割合】



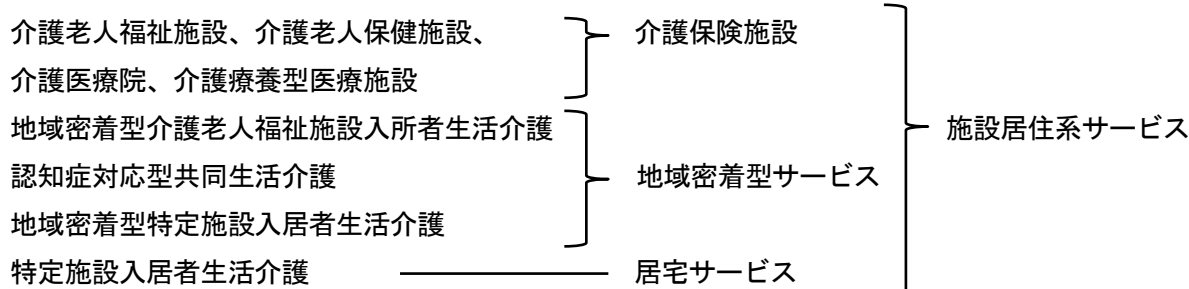
施設・居住系サービスの将来推計

施設・居住系サービス（月平均）

（単位：人）

サービス種類	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
施設利用者数	13,165	13,553	13,605	13,744	14,086	15,315
介護保険施設利用者数	11,871	12,198	12,236	12,346	12,626	13,630
介護老人福祉施設 (広域型 特別養護老人ホーム)	6,195	6,358	6,370	6,468	6,626	7,137
介護老人保健施設	5,154	5,204	5,215	5,226	5,365	5,839
介護医療院	196	372	403	498	635	654
介護療養型医療施設	326	264	248	154		
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	1,294	1,355	1,369	1,398	1,460	1,685
介護専用居住系サービス利用者数	5,138	8,163	8,384	8,633	8,847	10,175
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	5,115	5,211	5,363	5,510	5,604	6,380
特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設 入居者生活介護	23	25	27	28	29	37

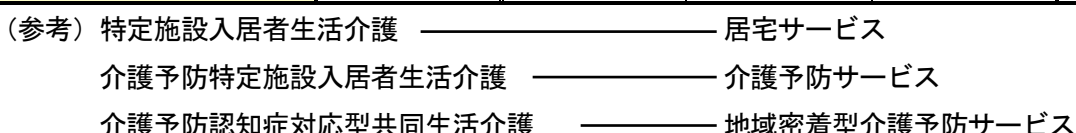
（参考）



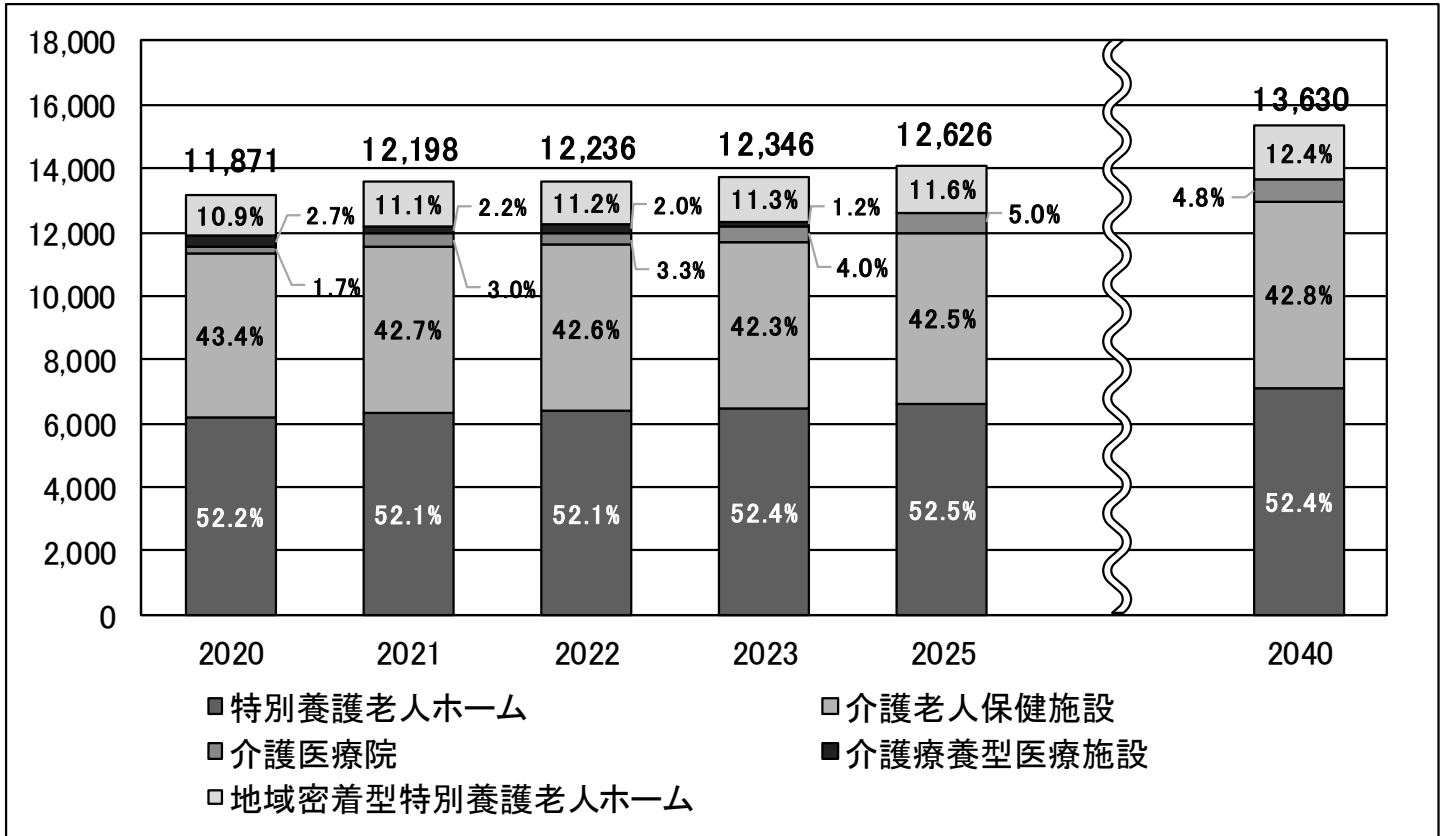
介護専用型以外の居住系サービス（月平均）

（単位：人）

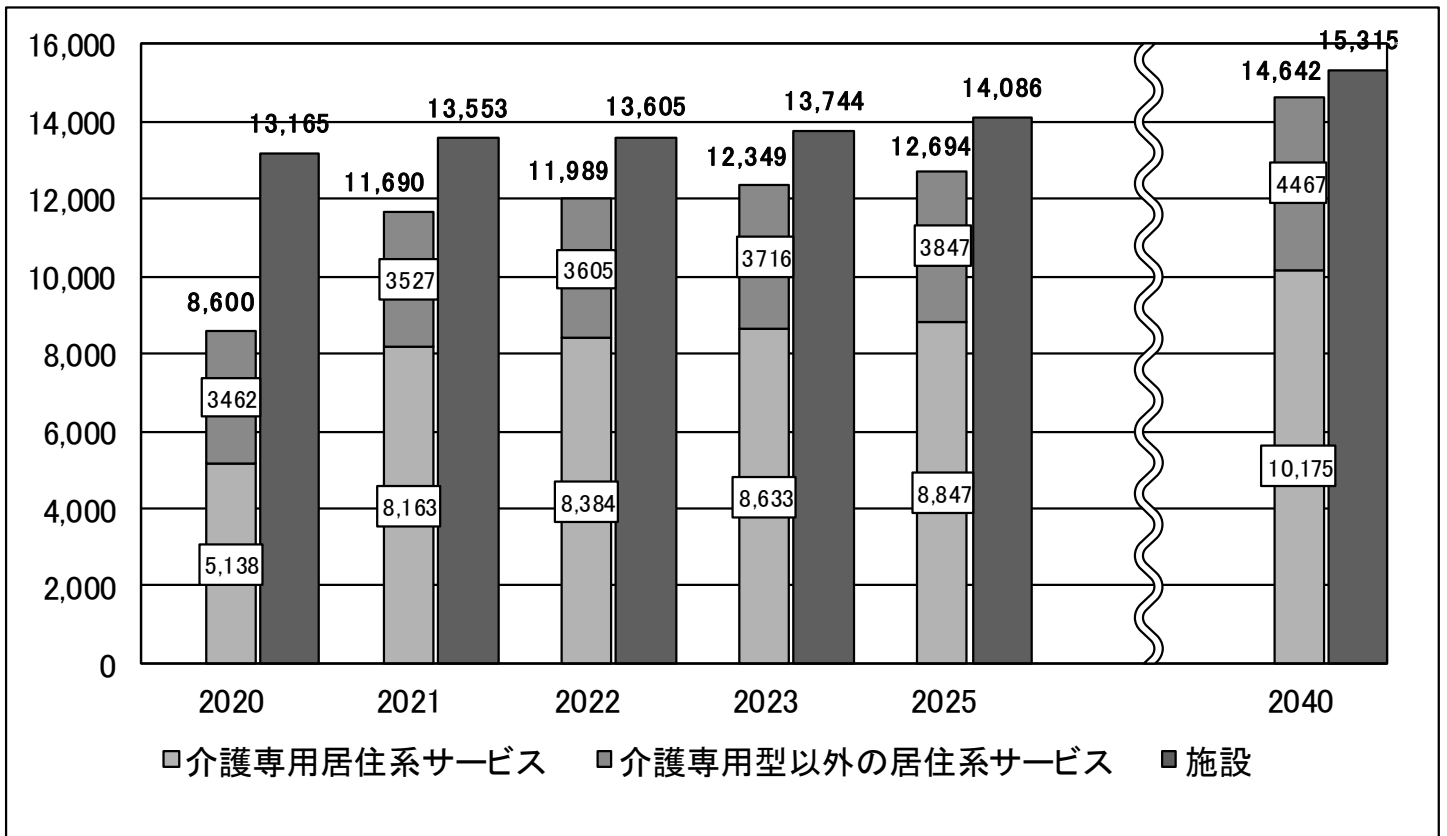
サービス種類	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	2,913	2,927	2,994	3,095	3,214	3,758
介護予防特定施設 入居者生活介護	512	563	575	584	595	669
介護予防認知症対応型 共同生活介護	37	37	36	37	38	40



【施設利用者数（月平均）の推計】



【施設・居住系サービス利用者数（月平均）の推計】

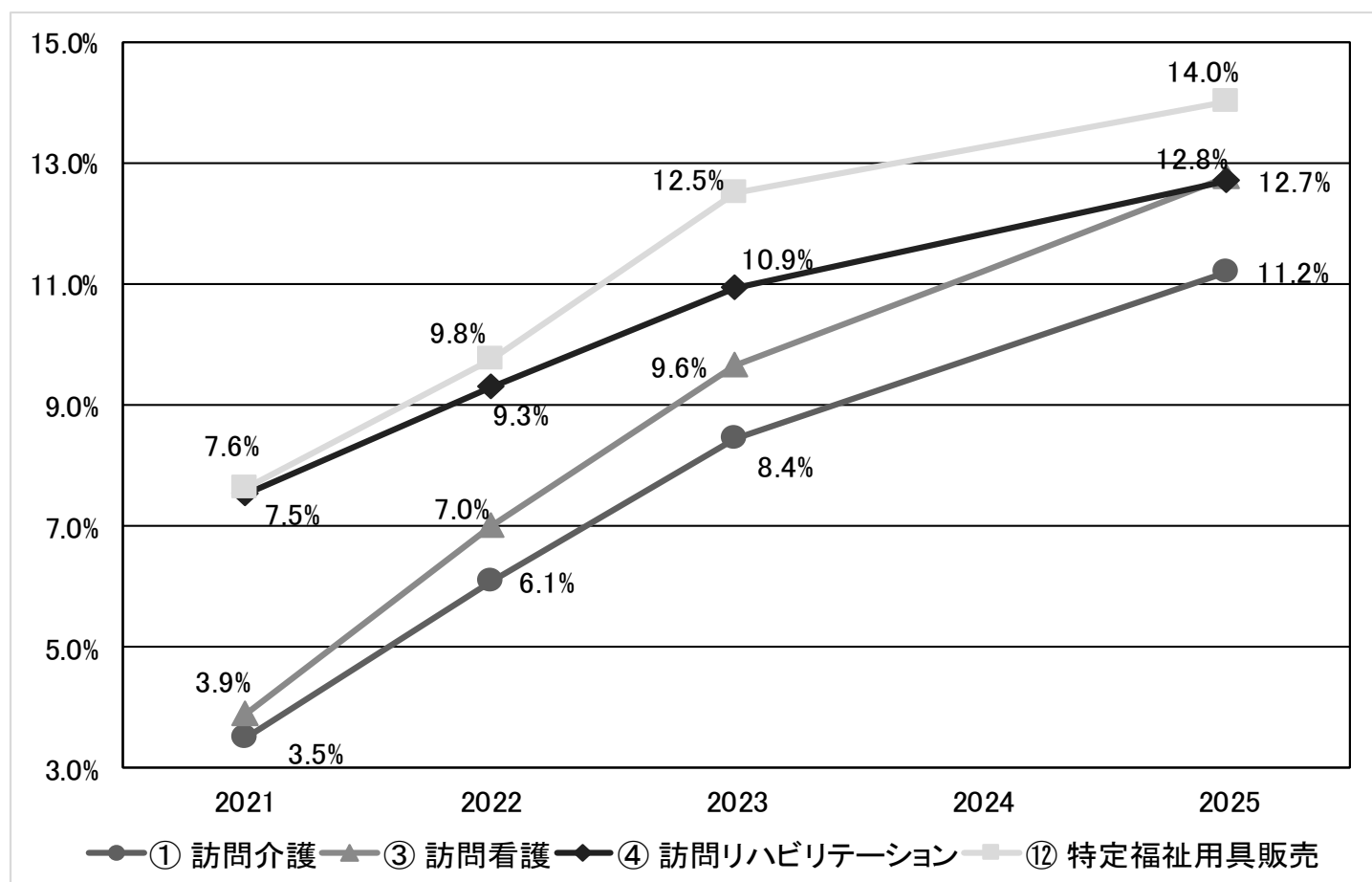


標準的居宅サービス等/施設サービス量の推計

標準的居宅サービスの供給量（年間）

サービス種類	単位	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
① 訪問介護	回	3,777,368	3,909,022	4,007,438	4,096,544	4,200,695	4,862,922
② 訪問入浴介護	回	31,801	32,845	33,282	33,472	34,358	36,709
③ 訪問看護	回	665,740	691,730	712,304	729,904	750,673	884,665
④ 訪問リハビリテーション	回	108,340	116,497	118,420	120,185	122,093	130,160
⑤ 居宅療養管理指導	人	99,912	102,456	105,060	107,340	110,664	133,512
⑥ 通所介護	回	2,091,962	2,118,059	2,154,076	2,194,134	2,230,093	2,437,594
⑦ 通所リハビリテーション	回	700,933	713,584	722,497	731,147	741,056	811,625
⑧ 短期入所生活介護	日	669,912	693,089	703,865	711,990	723,425	832,606
⑨ 短期入所療養介護(老健、病院等)	日	76,162	81,571	82,531	83,448	84,002	91,048
⑩ 特定施設入居者生活介護	人	34,956	35,124	35,928	37,140	38,568	45,096
⑪ 福祉用具貸与	人	291,324	296,748	303,948	309,780	315,396	350,916
⑫ 特定福祉用具販売	人	3,936	4,236	4,320	4,428	4,488	4,884
○ 住宅改修	人	3,876	4,140	4,140	4,224	4,344	4,740
○ 居宅介護支援	人	423,672	425,304	431,208	436,212	443,088	487,536

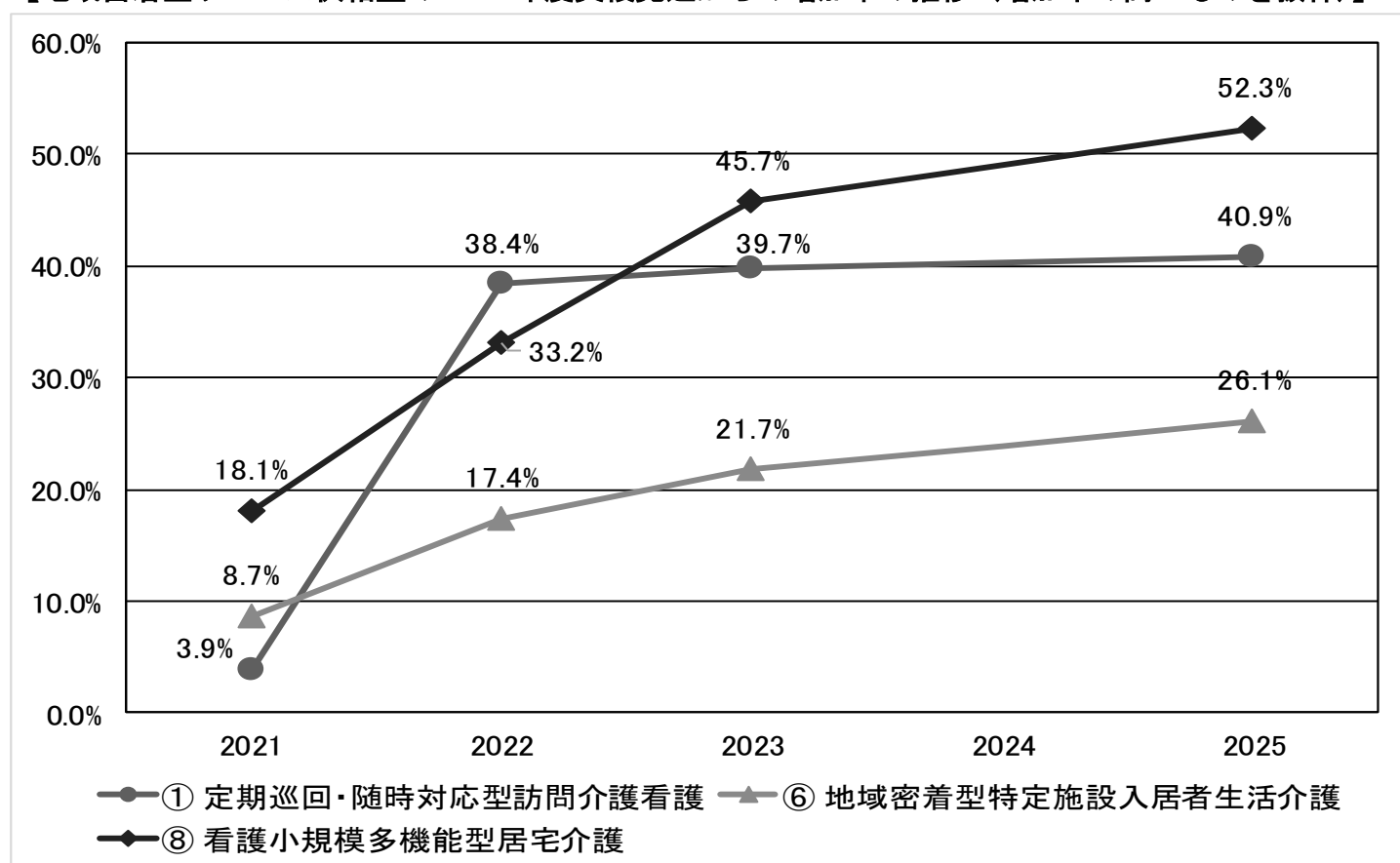
【居宅サービス供給量の2020年度実績見込からの増加率の推移（増加率の高いものを抜粋）】



地域密着型サービスの供給量（年間）

サービス種類	単位	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	6,432	6,684	8,904	8,988	9,060	9,348
② 夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	回	63,212	66,113	66,314	67,217	68,101	70,553
④ 小規模多機能型居宅介護	人	22,296	23,280	23,652	24,516	24,948	28,632
⑤ 認知症対応型共同生活介護	人	61,380	62,532	64,356	66,120	67,248	76,560
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	人	276	300	324	336	348	444
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	15,528	16,260	16,428	16,776	17,520	20,220
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	人	2,388	2,820	3,180	3,480	3,636	4,104
⑨ 地域密着型通所介護	回	643,883	650,164	658,492	668,042	677,974	735,770

【地域密着型サービス供給量の2020年度実績見込からの増加率の推移（増加率の高いものを抜粋）】



介護保険施設サービスの供給量（年間）

サービス種類	単位	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
① 介護老人福祉施設	人	74,340	76,296	76,440	77,616	79,512	85,644
② 介護老人保健施設	人	61,848	62,448	62,580	62,712	64,380	70,068
③ 介護医療院	人	2,352	4,464	4,836	5,976	7,620	7,848
④ 介護療養型医療施設	人	3,912	3,168	2,976	1,848		

介護予防サービスの供給量（年間）

サービス種類	単位	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
① 介護予防訪問入浴介護	回	172	263	263	263	263	263
② 介護予防訪問看護	回	194,278	203,725	205,109	205,224	210,954	238,729
③ 介護予防訪問リハビリテーション	回	23,790	25,105	25,429	25,932	26,138	26,002
④ 介護予防居宅療養管理指導	人	8,520	9,492	9,828	10,068	10,428	11,748
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	人	35,532	38,268	39,336	39,876	40,704	43,128
⑥ 介護予防短期入所生活介護	日	8,261	8,158	8,291	8,418	8,495	8,683
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健、病院等)	日	506	806	806	806	806	806
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	人	6,144	6,756	6,900	7,008	7,140	8,028
⑨ 介護予防福祉用具貸与	人	123,120	132,312	136,740	139,056	142,296	152,652
⑩ 特定介護予防福祉用具販売	人	2,244	2,448	2,532	2,580	2,652	2,748
○ 住宅改修	人	2,928	3,324	3,408	3,492	3,564	3,756
○ 介護予防支援	人	155,052	163,932	169,668	172,476	176,412	189,540

地域密着型介護予防サービスの供給量（年間）

サービス種類	単位	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
① 介護予防認知症対応型通所介護	回	572	701	701	701	701	641
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	人	2,688	2,940	3,024	3,060	3,168	3,492
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	人	444	444	432	444	456	480

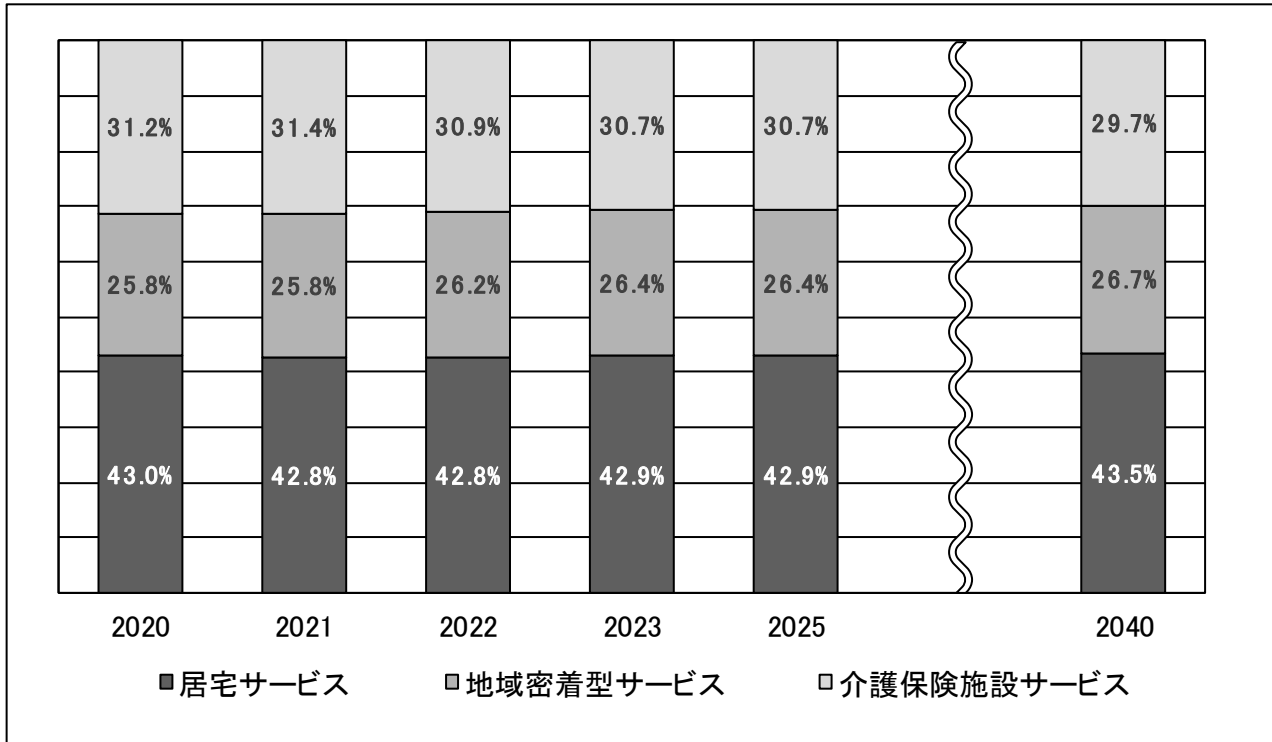
標準給付費等の推計と介護保険料

標準的居宅サービス等/施設サービス給付費の推計

(単位：千円)

サービス種類	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2025(令和7) 年度	2040(令和22) 年度
(1) 居宅サービス	52,878,406	54,031,978	55,128,051	56,244,269	57,486,809	65,098,754
①訪問介護	10,452,847	10,868,396	11,150,203	11,403,823	11,705,178	13,614,100
②訪問入浴介護	381,306	395,077	400,282	402,681	413,197	441,289
③訪問看護	2,608,858	2,718,677	2,800,726	2,870,082	2,952,310	3,451,218
④訪問リハビリテーション	305,446	331,491	336,952	341,826	346,890	368,174
⑤居宅療養管理指導	828,088	868,955	892,030	912,562	943,378	1,155,229
⑥通所介護	15,898,543	16,072,058	16,357,197	16,654,037	16,931,588	18,546,864
⑦通所リハビリテーション	5,751,787	5,847,650	5,924,910	5,998,298	6,076,597	6,671,469
⑧短期入所生活介護	5,444,918	5,627,295	5,719,830	5,788,193	5,884,094	6,782,898
⑨短期入所療養介護	840,945	890,234	899,668	910,133	917,386	1,001,844
⑩特定施設入居者生活介護	6,679,998	6,686,829	6,835,103	7,073,380	7,347,135	8,600,933
⑪福祉用具貸与	3,585,267	3,616,793	3,700,408	3,775,843	3,853,985	4,336,536
⑫特定福祉用具販売	100,403	108,523	110,742	113,411	115,071	128,200
(2) 地域密着型サービス	31,680,448	32,614,457	33,743,454	34,643,801	35,380,065	39,942,394
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	987,909	1,016,460	1,421,980	1,435,474	1,449,398	1,499,483
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	643,256	672,797	675,613	685,310	695,123	726,591
④小規模多機能型居宅介護	4,345,726	4,518,670	4,588,925	4,767,940	4,860,433	5,584,845
⑤認知症対応型共同生活介護	15,561,642	15,843,960	16,294,124	16,738,015	17,026,644	19,421,291
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	55,824	60,505	62,626	64,978	82,583
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,408,426	4,624,195	4,671,416	4,768,064	4,979,491	5,743,930
⑧看護小規模多機能型居宅介護	609,623	706,099	789,276	868,480	908,036	1,034,579
⑨地域密着型通所介護	5,123,868	5,176,452	5,241,615	5,317,892	5,395,962	5,849,092
(3) 住宅改修	272,090	292,768	290,861	296,428	305,861	337,502
(4) 居宅介護支援	5,984,717	5,998,697	6,082,677	6,153,499	6,248,015	6,875,152
(5) 介護保険施設サービス	38,330,396	39,629,738	39,786,014	40,180,281	41,113,700	44,475,860
①介護老人福祉施設	19,153,066	19,635,192	19,672,762	19,980,818	20,473,059	22,088,224
②介護老人保健施設	17,237,086	17,400,511	17,437,782	17,476,590	17,902,898	19,535,602
③介護医療院	700,291	1,576,773	1,719,514	2,112,576	2,737,743	2,852,034
④介護療養型医療施設	1,239,953	1,017,262	955,956	610,297		
介護給付費計(小計)	129,146,056	132,567,638	135,031,057	137,518,278	140,534,450	156,729,662

【居宅サービス・地域密着型サービス・介護保険施設サービスの給付費の割合（推計）】



【第7期計画期間中の増加額（計画値）と第8期計画期間中の増加額（見込値）】

サービス種類	第7期中の 増加額（計画値） A	第8期中の 増加額（見込値） B	第7期と第8期の 増加額の差 B-A
(1) 居宅サービス	3,584,764	2,212,291	▲ 1,372,473
①訪問介護	656,060	535,427	▲ 120,633
②訪問入浴介護	17,414	7,604	▲ 9,810
③訪問看護	210,516	151,405	▲ 59,111
④訪問リハビリテーション	52,504	10,335	▲ 42,169
⑤居宅療養管理指導	33,652	43,607	9,955
⑥通所介護	977,378	581,979	▲ 395,399
⑦通所リハビリテーション	483,829	150,648	▲ 333,181
⑧短期入所生活介護	596,206	160,898	▲ 435,308
⑨短期入所療養介護	72,262	19,899	▲ 52,363
⑩特定施設入居者生活介護	314,446	386,551	72,105
⑪福祉用具貸与	162,731	159,050	▲ 3,681
⑫特定福祉用具販売	7,766	4,888	▲ 2,878
(2) 地域密着型サービス	3,395,254	2,029,344	▲ 1,365,910
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	370,594	419,014	48,420
②夜間対応型訪問介護	40,618	0	▲ 40,618
③認知症対応型通所介護	45,425	12,513	▲ 32,912
④小規模多機能型居宅介護	711,402	249,270	▲ 462,132
⑤認知症対応型共同生活介護	729,079	894,055	164,976
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	69,944	6,802	▲ 63,142
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	319,215	143,869	▲ 175,346
⑧看護小規模多機能型居宅介護	283,300	162,381	▲ 120,919
⑨地域密着型通所介護	825,677	141,440	▲ 684,237
(3) 住宅改修	50,434	3,660	▲ 46,774
(4) 居宅介護支援	272,356	154,802	▲ 117,554
(5) 介護保険施設サービス	789,048	550,543	▲ 238,505
①介護老人福祉施設	700,205	345,626	▲ 354,579
②介護老人保健施設	282,988	76,079	▲ 206,909
③介護医療院	303,127	535,803	232,676
④介護療養型医療施設	▲497,272	▲406,965	
介護給付費計（小計）	8,091,856	4,950,640	▲ 3,141,216

標準的介護予防サービス等給付費の推計

(単位：千円)

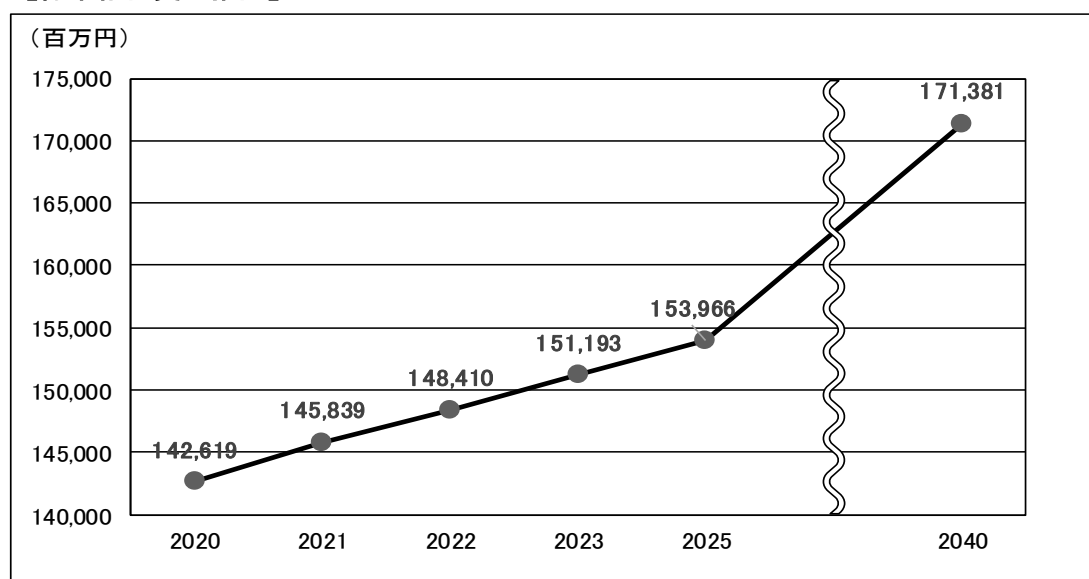
サービス種類	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2025(令和7) 年度	2040(令和22) 年度
(1) 介護予防サービス	3,183,106	3,412,220	3,488,557	3,531,519	3,608,202	3,919,396
①介護予防訪問入浴介護	1,275	2,173	2,173	2,173	2,173	2,173
②介護予防訪問看護	607,222	636,810	641,325	641,677	659,329	744,690
③介護予防訪問リハビリテーション	67,123	71,509	72,390	73,831	74,394	73,970
④介護予防居宅療養管理指導	67,016	75,051	77,746	79,631	82,581	93,445
⑤介護予防通所リハビリテーション	1,141,052	1,227,243	1,256,996	1,272,921	1,297,563	1,370,572
⑥介護予防短期入所生活介護	45,721	46,641	47,326	47,885	48,330	49,687
⑦介護予防短期入所療養介護	5,141	7,257	7,257	7,257	7,257	7,257
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	421,459	459,697	466,593	473,614	480,432	540,602
⑨介護予防福祉用具貸与	776,485	830,622	859,511	874,011	895,927	974,249
⑩特定介護予防福祉用具販売	50,612	55,217	57,240	58,519	60,216	62,751
(2) 地域密着型介護予防サービス	264,176	275,922	277,764	281,824	291,370	315,511
①介護予防認知症対応型通所介護	4,483	5,809	5,809	5,809	5,809	5,166
②介護予防小規模多機能型居宅介護	161,595	173,410	178,045	179,604	185,629	205,160
③介護予防認知症対応型共同生活介護	98,098	96,703	93,910	96,411	99,932	105,185
(3) 住宅改修	220,692	246,823	253,302	258,951	265,138	280,267
(4) 介護予防支援	683,601	725,797	751,118	763,537	780,915	838,917
介護予防給付費計(小計)	4,351,575	4,660,762	4,770,741	4,835,831	4,945,625	5,354,091

標準給付費

(単位：千円)

サービス種類	2020(令和2) 年度	2021(令和3) 年度	2022(令和4) 年度	2023(令和5) 年度	2025(令和7) 年度	2040(令和22) 年度
標準給付費見込額	142,618,709	145,839,023	148,409,577	151,193,374	153,966,257	171,381,379
総給付費	133,497,632	137,228,400	139,801,798	142,354,109	145,480,075	162,083,753
特定入所者介護サービス費等給付額	4,659,784	4,258,722	4,100,169	4,163,345	4,300,687	4,678,887
高額介護サービス費等給付額	3,663,545	3,621,797	3,757,811	3,907,919	3,469,396	3,827,685
高額医療合算介護サービス費等給付額	631,143	560,970	575,765	589,271	543,560	600,993
算定対象審査支払手数料	166,605	169,134	174,034	178,730	172,539	190,062

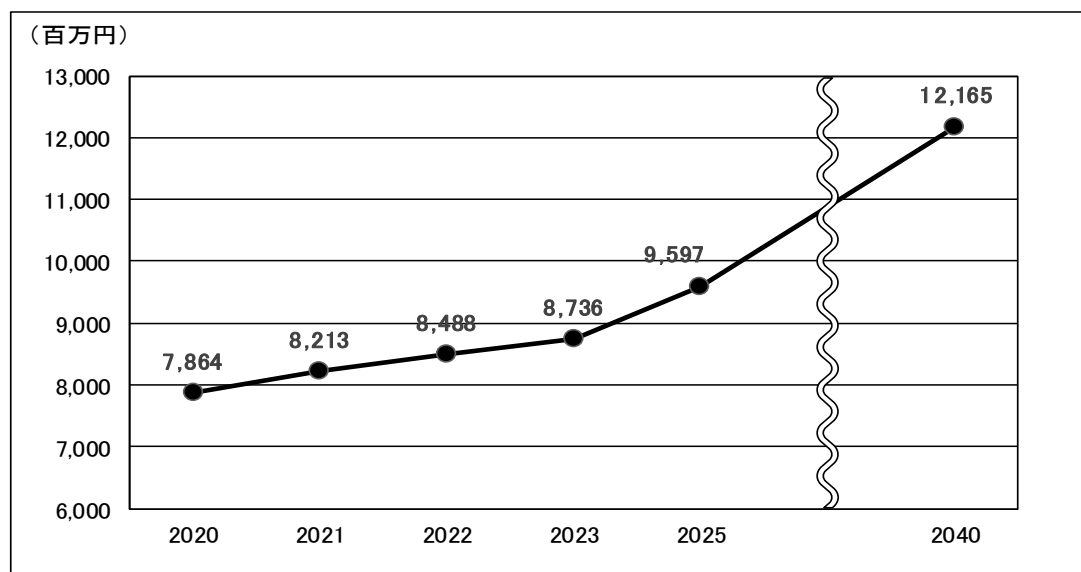
【標準給付費の推計】



地域支援事業費

(単位：千円)

サービス種類	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2025(令和7)年度	2040(令和22)年度
地域支援事業費	7,864,449	8,213,225	8,487,886	8,736,491	9,596,528	12,164,653



介護保険施設等の整備方針（案）

	施設類型等	方針（案）	備考
転換分	医療療養病床・介護療養型医療施設から転換する介護保険施設等	定員枠は設定せず、「総量規制」の対象としない。	現計画と同じ
非 転 換 分	特別養護老人ホーム （定員 30 人以上）	参酌基準を踏まえた上で、市町が必要と認めるものは原則認める ※参酌基準 市町ごとの特別養護老人ホーム全体の定員数に占める地域密着型の定員数の比率が令和5年度末に 11%以上。	現計画では整備の「要件」としていた地域密着型の定員数の比率を「参酌基準」に改める。 【参酌基準の数値】 R2 年度末の全国平均値が 10.5%となる見込み
	介護老人保健施設	市町が必要と認めるものは原則認める。	現計画と同じ
	介護医療院	まずは療養病床等からの転換による対応を優先するが、新設についても市町が必要と認めるものは原則認める。	現計画では、療養病床からの転換を促進するため、転換分のみを認め、新設を認めていないが、療養病床からの転換が順調に進んでいるほか、今後転換する病床数も見込が立つことから、新設も認めるよう改める。
	介護療養型医療施設 （廃止期限 R5 年度末）	他の介護保険施設等へ転換が円滑に進むよう支援に努める。 ※24 年度以降、新設は認められていない。	現計画と同じ
	地域密着型特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）	市町が必要と認めるものは原則として認める。	現計画と同じ
	介護専用型特定施設 地域密着型特定施設 （有料老人ホーム等） ※要介護の入居者を対象	市町が必要と認めるものは原則として認める。	現計画と同じ
	混合型特定施設 （有料老人ホーム等） ※自立・要支援者の入所も可能	各市町の利用見込者数を基に定員枠を定める。	現計画と同じ ※宇摩圏域の係数を 50%から 60%に変更

※下線部は、現計画からの変更点を示す

第8期介護保険事業計画期間における介護保険施設等の整備方針（案）

高齢化の進展やサービス基盤整備の状況、特別養護老人ホームへの入所申込者数など、地域における課題は市町ごとに異なるため、第8期介護保険事業計画期間における介護保険施設等の整備については、次のとおり、基本的に第7期計画の方針を踏襲し、各市町が 2025年や2040年を見据えた中・長期的な視点で 地域の実情や将来像を十分勘案した結果、必要と認めるものは原則として認める こととする。

《療養病床等からの転換分》

- ・ 医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換分については、「必要定員総数」は設定せずに、すべて受け入れる。
- ・ 介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までに療養病床から転換して許可を受けたものに限る）が介護医療院に転換する場合も、「必要定員総数」は設定せずに、すべて受け入れる。

《療養病床等からの転換分以外》

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）
 - ① 特別養護老人ホームについては、「参酌基準」を勘案の上、市町が必要と認めるものは原則認める。
 - ・ 介護老人保健施設については、市町が必要と認めるものは原則認める。
 - ② 介護医療院については、現存する療養病床等からの転換を優先するが、市町が必要と認めるものについては新規参入も認める。
 - ・ 介護療養型医療施設については、他の介護保険施設への円滑な転換の支援等に努める。
- 地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）、介護専用型特定施設（入居者が要介護者等に限られるもので、地域密着型を含む）については、市町が必要と認めるものは原則認める。
- 混合型特定施設（自立や要支援者も入居できるもの）については、各市町の利用見込者数を基に必要利用定員総数を定める。

※ 下線部は、第7期計画期間の整備方針からの変更点を示す。

《整備方針の考え方》

介護保険事業支援計画は、介護保険法第 118 条において、国の基本指針に即して定めるものと規定されており、

- 介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設)
- 地域密着型特別養護老人ホーム(定員 29 人以下)
- 介護専用型特定施設(定員 30 人以上)
- 地域密着型特定施設(定員 29 人以下)
- 混合型特定施設(介護専用型特定施設以外の特定施設)

については、県が、介護保険事業支援計画において、圏域ごとに「必要定員総数」(整備枠)を定めることにより、事業者に対して、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否の仕組みが設けられている。

1 療養病床(医療療養病床及び介護療養型医療施設)等からの転換分

平成 29 年の介護保険法の改正により、介護療養型医療施設の廃止期限は令和 5 年度末まで延長されており、第 8 期計画の基本指針(案)では、療養病床の取扱いについて、介護医療院への転換を推進しつつ、基本的に第 7 期計画の取扱いを継続することが示されている。

このため、県においても、療養病床からの転換分の指定等に当たっては、次のとおり対応することとする。

- ▶ 療養病床から転換する介護保険施設等については、サービス種別・年度ごとのサービス量は見込むものの、「必要定員総数」は設定しないこととする。

また、平成 18 年度以降、療養病床からの転換を促進してきた経緯に鑑み、

- ▶ 介護老人保健施設(平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに療養病床から転換して許可を受けたものに限る)が介護医療院に転換する場合も、療養病床からの転換分と同様の取扱いとする。

この結果、上記の療養病床等からの転換分については、「必要定員総数」の超過を理由とする指定等の拒否は生じないことになる。

2 非転換分(療養病床等からの転換分以外)

(1) 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設は、

- 現時点で国から示されている基本指針(案)では、引き続き、地域の実情に応じた介護給付対象サービスを提供する体制を確保することが目的として掲げられており、施設整備に関する新たな参酌標準等は示されていないこと
- 高齢化の現状や将来像、基盤整備の状況等、地域課題は市町ごとに異なること
- 特別養護老人ホームの入所申込者に係る実態調査の結果、特別養護老人ホームへの入所を必要としている方は、基盤整備の進展等により減少傾向にあるものの、依然として相当数存在していること(平成 31 年 4 月 1 日時点 1,795 人)

などを踏まえ、基本的に第 7 期計画の考え方を踏襲し、次のとおり各市町が将来の地域の実情を十分勘案し、必要と認めるものは原則として認めることとする。

- ▶ 広域型特別養護老人ホームは、
第7期計画では、「一定要件※」の下で認めることとしていたところ。

※ 一定要件

市町ごとの特別養護老人ホームの定員全体に占める地域密着型の比率を

- 目標数値：令和2年度末において11%以上

〔平成30年4月1日見込みの全国平均値：10.41%を基に設定
(本県の場合：17.27%)〕

とし、原則として、市町がこの数値目標を達成できる範囲で広域型特別養護老人ホームの整備を認めることとする。(ただし、山間地・離島等で民間事業者の参入が見込めないなど、特段の地域事情があると認められる場合はこの限りでない。)

- ① 第8期計画では、「参酌基準※」を勘案の上、市町が必要と認めるものは原則認めることとする。

※ 参酌基準

市町ごとの特別養護老人ホームの定員全体に占める地域密着型の比率を

- 目標数値：令和5年度末において11%以上

〔令和3年4月1日見込みの全国平均値：10.47%を基に設定
(本県の場合：18.04%)〕

とし、この数値目標を参酌すべき基準として、地域の実情や将来像を十分勘案した上で、市町が必要と認めるものは、広域型特別養護老人ホームの整備を認めることとする。

- ▶ 介護老人保健施設については、市町が必要と認めるものは認めることとする。

- (2) 介護医療院については、

第7期計画では、

- 廃止期限が迫る介護療養病床の受け皿としての役割が期待されていること
- これまで療養病床の転換が十分に進んでこなかったこと
- 療養病床等からの転換については総量規制が生じないこと

などから、新規参入を制約するとともに、まずは、現存する療養病床等からの転換による対応を優先することとしたところ。

- ② 第8期計画では、

- 廃止期限が迫る介護療養病床の受け皿としての役割はもとより、今後、増加する医療・介護ニーズを受け止める役割が期待されていること
- 第7期計画期間において、相当数の介護療養病床の転換が進んでいること
- 療養病床の転換意向調査等により、廃止期限である令和5年度末までの転換見込を、ある程度把握できていること

などから、現存する療養病床等からの転換を優先するが、市町が必要と認めるものについては新規参入も認めることとする。

- (3) 介護療養型医療施設については、
- 廃止の期限が令和5年とされていること
 - 介護保険法の改正により、平成24年度以降、新設は認められていないこと
 - 慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、平成30年度から介護医療院が創設されていること
- などから、介護医療院等の他の介護保険施設等への円滑な転換の支援に努める。

- (4) 地域密着型特別養護老人ホームについては、
- 住み慣れた地域で、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービス提供が可能なサービスであること
 - 指定権限も市町が有していること
- などから、各市町の判断により適切な必要定員総数を定めることとする。

- (5) 特定施設（有料老人ホームなど）については、
- 高齢単身者の増加により、自立者や要支援者も含め、高齢者が円滑に入居でき、必要に応じて介護サービス等を利用できる施設の整備が求められていること
 - 一方で、要介護者の増加により、一部の地域では、混合型特定施設全体の利用定員に対する要介護者の割合が、要介護者の推定利用定員を定める際の係数（※）の上限である7割を超えており、介護専用型特定施設に対する需要が見込めること
 - 地域密着型特定施設については、指定権限を市町が有しており、地域の自主性を尊重することが適当であること
- などから、混合型特定施設の整備を進めるとともに、介護専用型特定施設及び地域密着型特定施設も、市町が必要と認めるものは原則認めることとする。

なお、混合型特定施設は、介護給付の対象とならない自立・要支援者の入居も可能であるため、指定に当たっては、市町の利用者見込数を踏まえて、圏域ごとの必要利用定員総数を設定することとする。

具体的には、母体施設定員に一定の割合（係数※）を乗じて、サービス利用者を推計し、その推計利用定員が、必要利用定員総数の範囲内におさまるように、母体施設の定員を規制する。

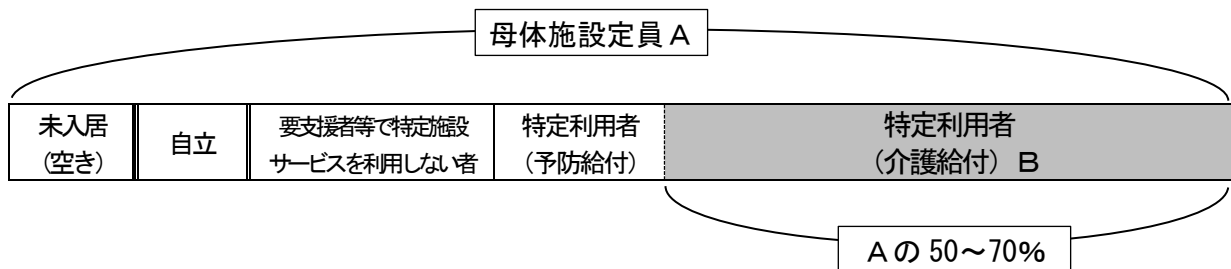
この係数については、実績や市町の意向を踏まえて、次のとおりとする。

宇摩圏域、松山圏域	60%
〔 新居浜・西条圏域、今治圏域、 八幡浜・大洲圏域、宇和島圏域 〕	70%

（※）係数：7割を超えない範囲内で県が定めることとされている。

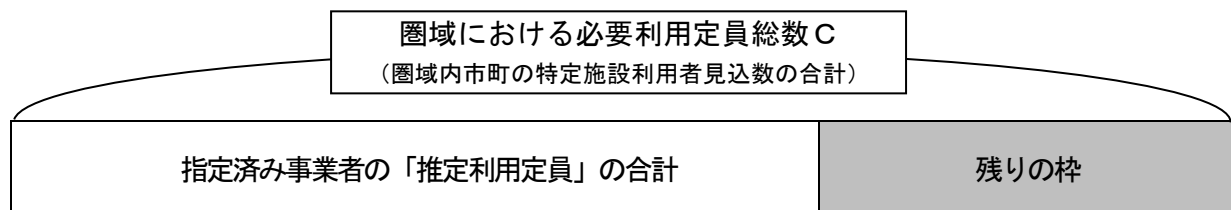
《混合型特定施設に係る事業者指定のイメージ》

- ① 圏域ごとに、市町の意向を踏まえて、特定施設における母体施設定員に対する推定利用者（母体施設定員 A に対する特定施設利用者（介護給付） B）の割合（係数：50～70%）を定める。
当該係数については、市町は、利用実績や事業者の意向等から判断する。



※ 特定施設サービス：特定施設入居者生活介護の指定を受けて提供されるサービス

- ② 市町の利用者見込数から、圏域ごとの「必要利用定員総数 C」を県計画で設定する。
- ③ 特定施設の指定を受けようとする施設に対して、当該施設の「推定利用定員」が、圏域における「必要利用定員総数 C」以内であれば指定し、超える場合は指定しない。



第8期計画期間の施設整備計画（療養病床の転換を含む）

【広域型特別養護老人ホーム（定員30人以上）】

	7期末 整備数 (A)	8期計画整備予定数				計(C) (A+B)
		2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	8期合計 (B)	
宇摩	424	0	0	0	0	424
新居浜・西条	1,180	0	0	0	0	1,180
今治	811	0	0	0	0	811
松山	2,254	30	60	50	140	2,394
八幡浜・大洲	926	30	0	0	30	956
宇和島	880	0	0	0	0	880
計	6,475	60	60	50	170	6,645

【地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下）】

	7期末 整備数 (A)	8期計画整備予定数				計(C) (A+B)
		2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	8期合計 (B)	
宇摩	116	0	0	0	0	116
新居浜・西条	290	0	0	0	0	290
今治	87	0	0	0	0	87
松山	660	0	29	0	29	689
八幡浜・大洲	193	29	0	0	29	222
宇和島	58	0	0	0	0	58
計	1,404	29	29	0	58	1,462

【介護老人保健施設】 ※療養病床等からの転換分を含む

	7 期末 整備数 (A)	8 期計画整備予定数					計(C) (A+B)
		2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	8 期合計 (B)	うち、 転換分	
宇摩	347	0	0	0	0	0	347
新居浜・西条	816	0	0	0	0	0	816
今治	842	0	0	0	0	0	842
松山	1,808	0	0	0	0	0	1,808
八幡浜・大洲	923	0	0	9	9	9	932
宇和島	515	0	0	0	0	0	515
計	5,251	0	0	0	9	9	5,260

【介護医療院】 ※療養病床等からの転換分を含む

	7 期末 整備数 (A)	8 期計画整備予定数					計(C) (A+B)
		2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	8 期合計 (B)	うち、 転換分	
宇摩	60	0	0	22	22	22	82
新居浜・西条	35	0	0	0	0	0	35
今治	94	16	0	56	72	72	166
松山	160	0	0	25	25	25	185
八幡浜・大洲	77	0	18	0	18	18	95
宇和島	0	0	0	0	0	0	0
計	426	16	18	103	137	137	563

【介護療養型医療施設】

	7 期末 整備数 (A)	8 期計画整備予定数				計(C) (A+B)
		2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	8 期合計 (B)	
宇摩	35	0	0	△35	△35	0
新居浜・西条	8	0	0	△8	△8	0
今治	88	△16	0	△72	△88	0
松山	132	0	0	△132	△132	0
八幡浜・大洲	0	0	0	0	0	0
宇和島	0	0	0	0	0	0
計	263	△16	0	△247	△263	0

【認知症高齢者グループホーム】

※療養病床等からの転換分を含む

	7 期末 整備数 (A)	8 期計画整備予定数					計(C) (A+B)
		2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	8 期合計 (B)	うち、 転換分	
宇摩	190	0	0	0	0	0	190
新居浜・西条	919	0	36	18	54	0	973
今治	522	0	27	0	27	0	549
松山	2,540	0	18	18	36	0	2,576
八幡浜・大洲	809	0	27	36	63	0	872
宇和島	405	0	0	18	18	0	423
計	5,385	0	108	90	198	0	5,583

【混合型特定施設】

	7 期末 母体 定員数 (A)	8 期計画整備予定数					計(C) (A+B)
		有料老 人ホーム	サ付 高齢者 向け住宅	養護 老人 ホーム	養護 老人 ホーム	計 (B)	
宇摩	110	0	78	0	0	78	188
新居浜・西条	321	0	0	0	0	0	321
今治	204	0	0	0	0	0	204
松山	2,690	40	0	0	0	40	2,730
八幡浜・大洲	391	4	0	0	0	4	395
宇和島	175	0	0	0	0	0	175
計	3,891	44	78	0	0	122	4,013

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

	7 期末 整備数 (A)	8 期計画整備予定数				計(C) (A+B)
		2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	8 期合計 (B)	
宇摩	0	0	0	0	0	0
新居浜・西条	0	0	0	0	0	0
今治	0	0	0	0	0	0
松山	29	0	0	0	0	29
八幡浜・大洲	0	0	0	0	0	0
宇和島	0	0	0	0	0	0
計	29	0	0	0	0	29

資料④
(参考)

第7期計画期間中の介護保険施設等の整備状況

(介護医療院以外は療養病床等からの転換分除く)

(単位：床数)

サービス種類	第6期末 整備数 ①	第7期中 整備計画数	第7期中 整備数(見込) ②	第7期末 整備数(見込) ①+②
広域型特別養護老人ホーム (定員30人以上) ※1	6,282	230	193	6,475
介護老人保健施設	5,092	0	0	5,092
介護医療院	—	186	426	426
医療療養からの転換分	—	95	52	52
介護療養からの転換分	—	91	330	330
老健からの転換分 ※2	—	0	44	44
介護療養型医療施設	669	△267	△406	263
地域密着型特別養護老人ホーム (定員29人以下) ※3	1,172	261	232	1,404
介護専用型特定施設	0	0	0	0
地域密着型特定施設	0	29	29	29
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	[5,139]	[297]	[228]	[5,367]

資料：各市町の令和2年12月1日時点の見込の積上げ

- ※1：介護老人福祉施設
- ※2：H18年7月1日からH30年3月31日までに療養病床から転換した介護老人保健施設
- ※3：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位：床数)

サービス種類	第6期末 整備数 ①	第7期中 整備計画数	第7期中 整備数(見込) ②	第7期末 整備数(見込) ①+②
混合型特定施設	3,623	372	268	3,891

資料：各市町の令和2年12月1日時点の見込の積上げ

※整備数＝母体施設定員数